

# 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター 業務実績評価等について (案)

医療政策推進課

## 評価委員会の業務

業務の実績 の評価	<p>① <u>各事業年度における業務の実績についての評価</u>（第28条）</p> <p>② 中期目標期間における業務の実績についての評価（第30条）</p> <p>③ <u>評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善その他の勧告</u> （第28条、第30条）</p>
市長が 認可・承認 等をする 際の事前の 意見聴取 に対する 意見提示	<p>① 業務方法書を認可する際の意見（第22条第3項）</p> <p>② 中期目標を作成・変更する際の意見（第25条第3項）</p> <p>③ 中期計画の作成・変更を認可する際の意見（第26条第3項）</p> <p>④ 中期目標期間の終了時に組織・業務全般にわたる検討を行う際の意見 （第31条第2項）</p> <p>⑤ <u>財務諸表の承認の際の意見</u>（第34条第3項）</p> <p>⑥ 積立金を次期中期目標期間の業務の財源への充当を承認する際の意見 （第40条第5項）</p> <p>⑦ 限度額を超えた短期借入を認可する際の意見（第41条第4項）</p> <p>⑧ 短期借入の借換を認可する際の意見（第41条第4項）</p> <p>⑨ 重要な財産の処分を認可する際の意見（第44条第2項）</p>
意見の申出	<p>① 役員報酬等の支給基準に関する市長に対する意見 （第56条第1項、第49条第2項）</p>

下線部分が、評価委員会において毎年行う必要のある業務



- **各事業年度に係る業務の実績に関する評価（年度評価）**
- **市長が財務諸表を承認する際の意見**

# 根拠条文

## 地方独立行政法人法 第28条（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

- 1 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

## 地方独立行政法人法 第34条（財務諸表等）

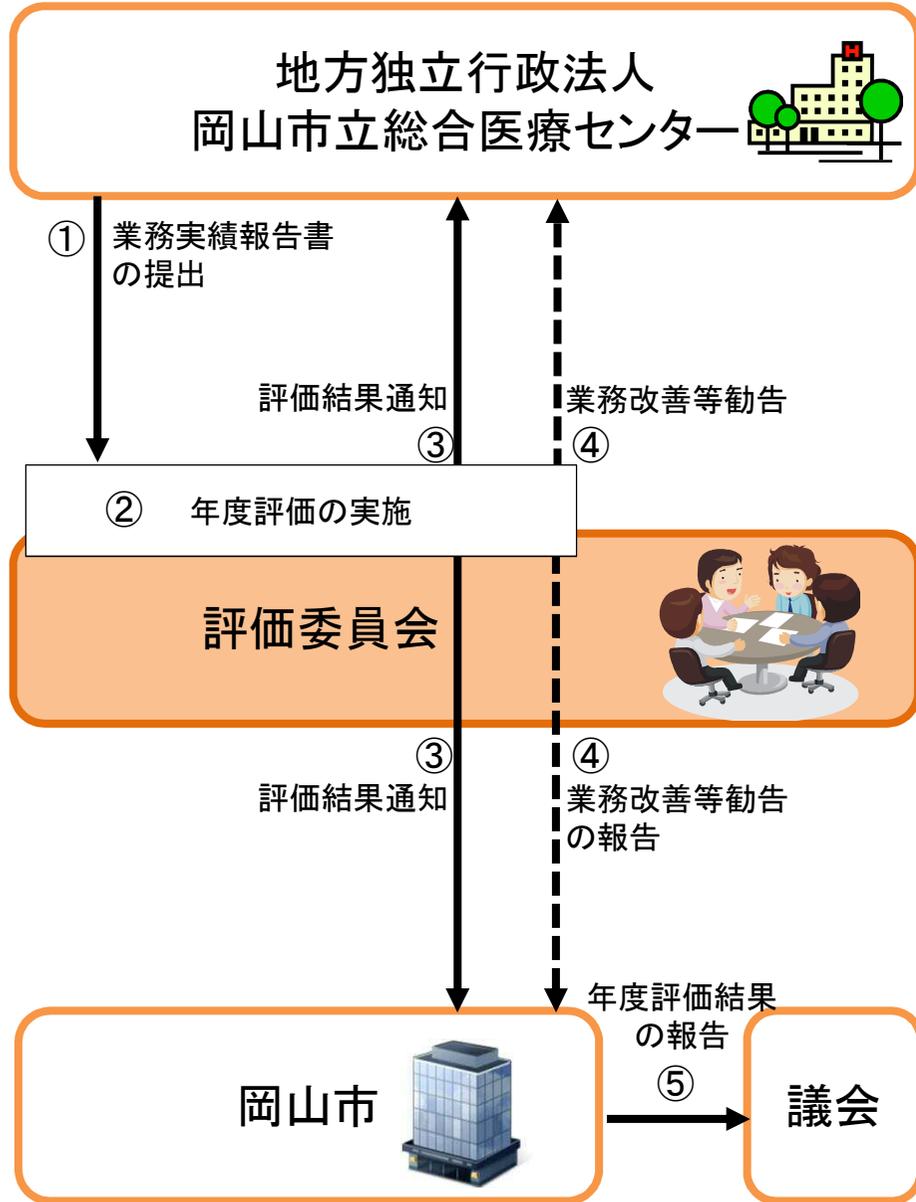
- 1 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見。第四項及び第百三十条第八号において同じ。）を付けなければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備え置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

## 地方独立行政法人法 第30条（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

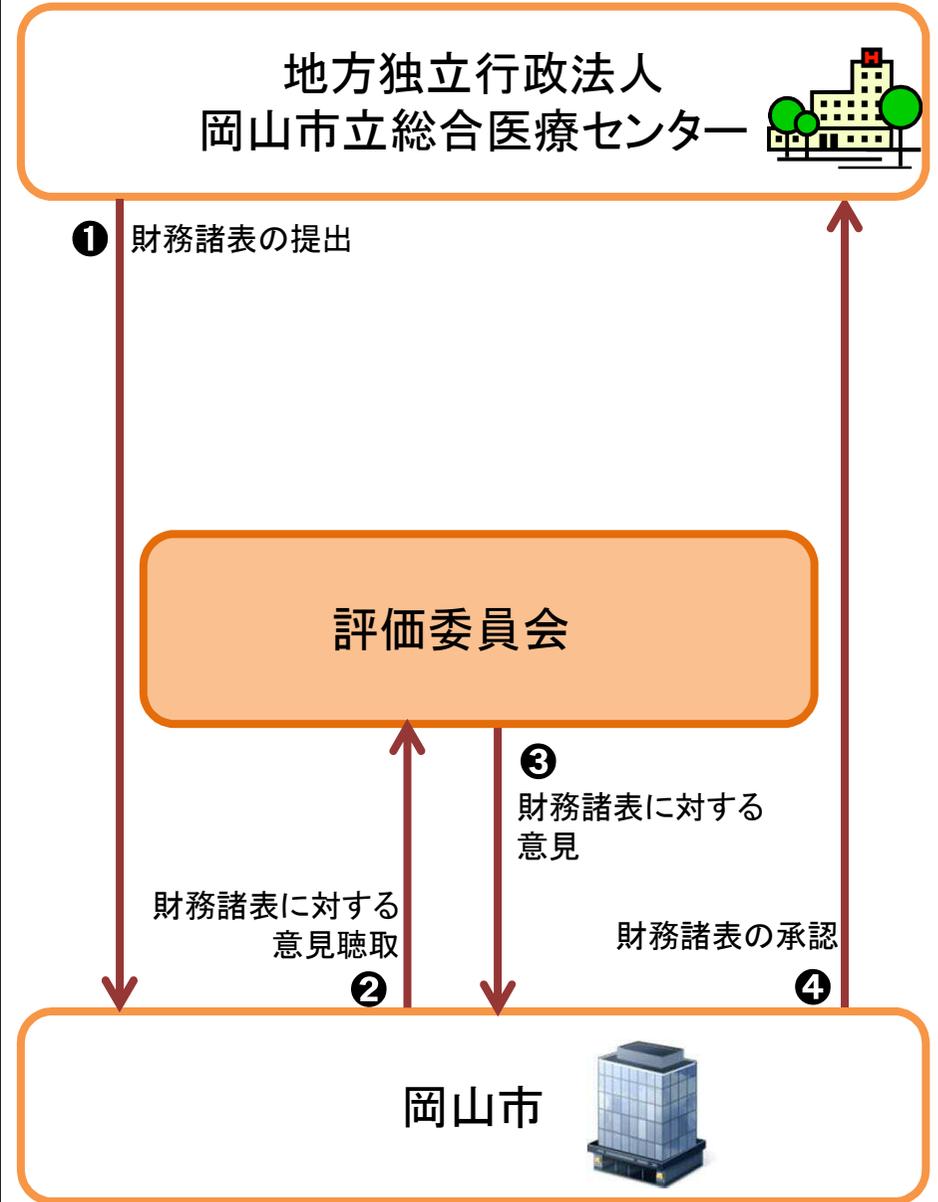
- 1 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 第二十八条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

# 業務実績評価等のながれ

## ①～⑤ 業務実績評価(年度評価)の流れ [28条]



## ①～④ 財務諸表承認の流れ [34条]

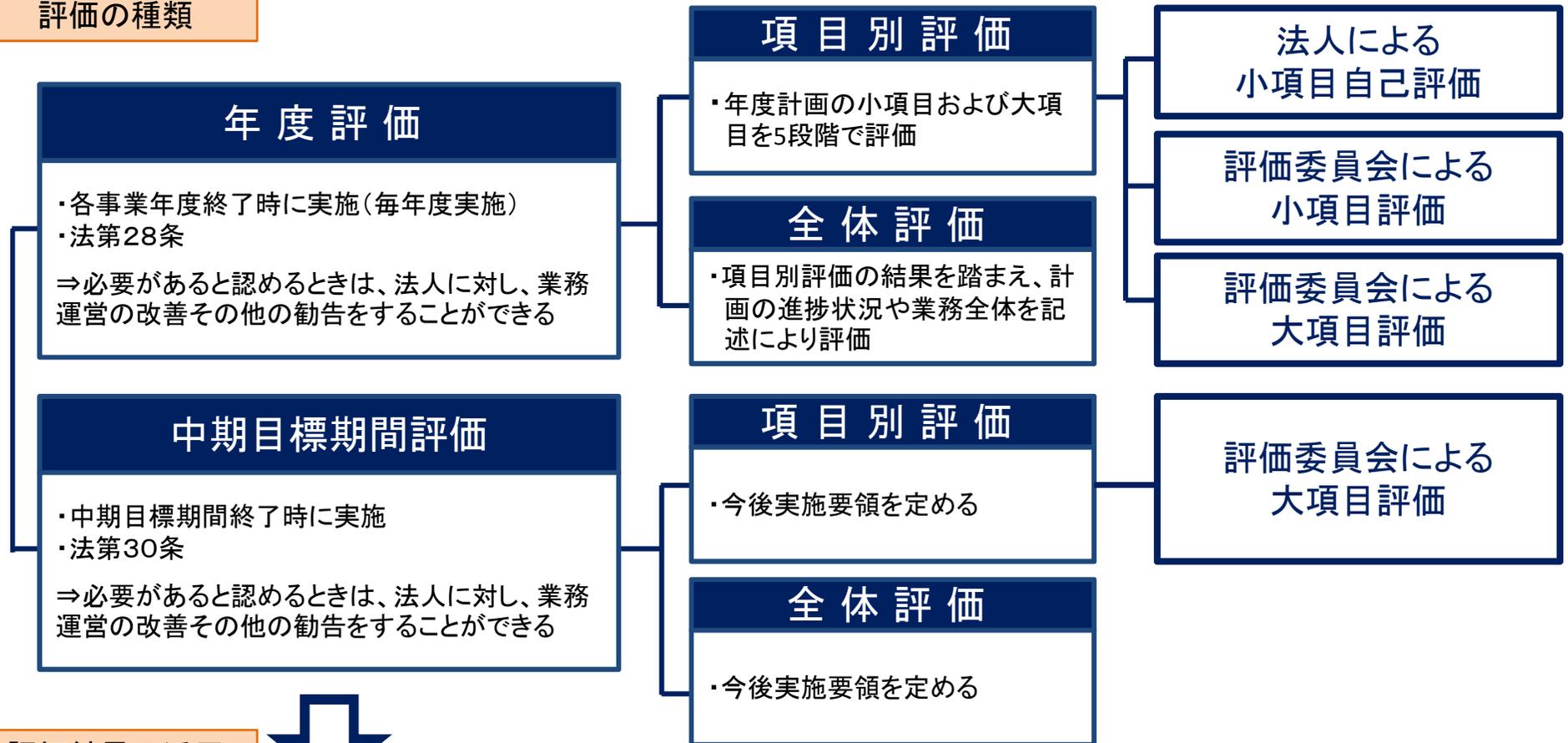


# 業務実績評価の方法

## 評価の目的

法人が中期目標を達成するために、業務運営の改善及び効率化が進められること及び法人の質的向上に資することを目的として行う

## 評価の種類

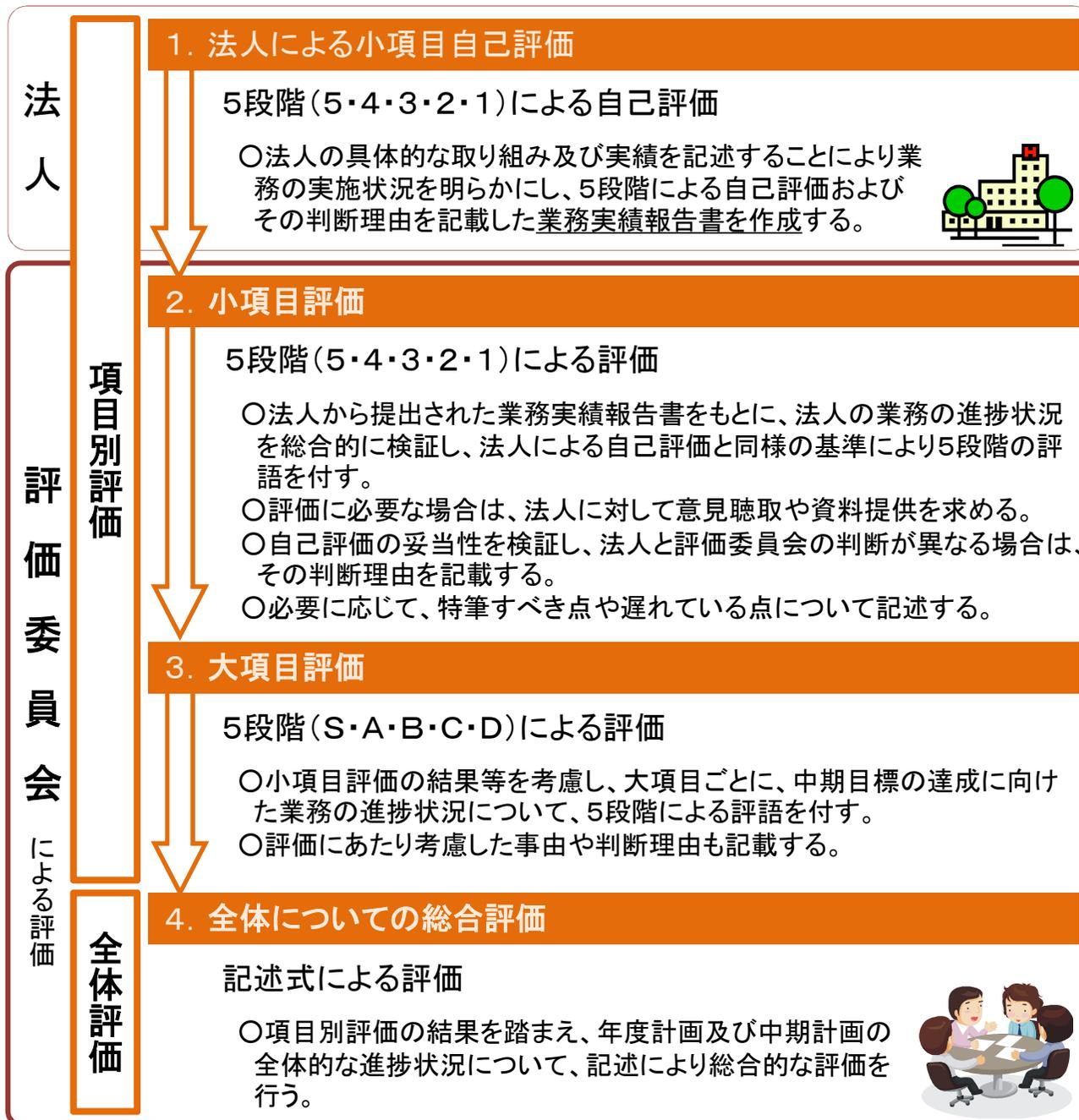


## 評価結果の活用

### 評価結果 勧告

- 法人は、評価結果や勧告を受けて、法人として取り組む事項を明確にし、改善に取り組むとともに、状況を評価委員会に報告する。
- 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討（法第31条）、次期中期目標の策定及び次期中期計画の認可（法第25条、26条）に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえる。

# 年度評価の実施方法について



## ■小項目評価の基準 (1及び2の評価基準)

評価	評価基準
5	年度計画を大幅に上回って実施
4	年度計画を上回って実施
3	年度計画を順調に実施
2	年度計画を十分に実施できていない
1	年度計画を大幅に下回っている

## ■大項目評価の基準 (3の評価基準)

評価	評価基準
S	中期計画の実現に向けて、特筆すべき進捗状況 ※評価委員会が特に認める場合
A	中期計画の実現に向けて計画通りに進んでいる ※小項目評価3～5の割合100%
B	中期計画の実現に向けておおむね計画通りに進んでいる ※小項目評価3～5の割合90%以上
C	中期計画の実現のためにはやや遅れている ※小項目評価3～5の割合90%未満
D	中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある ※評価委員が特に認める場合

## 小項目評価におけるウエイト設定について

### ウエイト設定の必要性

大項目評価は、小項目評価の結果割合を考慮して5段階の評語を付す。

このとき、小項目評価を行う各小項目の重要性は、年度計画全体を見渡したとき全てが同一ではない。

たとえば、岡山市立総合医療センターの場合、柱となる「岡山ER」と「保健医療福祉連携」に関する項目は、重要度が高くなると考えられる。

全ての小項目を同じ重要度として大項目評価する場合、「中期計画の実現への進捗状況」が適正に評価できなくなる場合が生じ得る。

たとえば、重要性の低い小項目に引っ張られる形で大項目評価が本来よりも低評価になってしまう。

小項目の重要性を大項目評価に反映するため、各小項目にウエイトを設定する。

### ウエイトの設定方法

大項目評価においては、小項目の「点数」ではなく、小項目評価結果が3～5の項目が小項目数に占める「結果割合」が評価基準となる。

そのため、重要性が高い小項目が大項目評価で高い比重を占めるように、「項目数」にウエイトをかける。

重要性の高い小項目について、「項目数」が2倍となるようにウエイト設定を行う。

### ウエイト設定の項目

年度計画における小項目においてウエイトを「2」とできる項目は次のとおりとする。

- 岡山市立総合医療センターの担う役割のうち、特に「岡山ER」と「保健医療福祉連携」に関する項目
- 評価委員会において、中期計画の実現のために特に重要と認められる項目
- 法人において、中期計画実現のために特に重点を置いている取り組みに関する項目

⇒これらについて、評価に先立ち、評価委員会において決定する。

大項目	ウエイト	評価					
		5	4	3	2	1	
小項目① 重要	1	○					
小項目②	1					○	
小項目③ 重要	1	○					
小項目④	1		○				
小項目⑤	1			○			
小項目⑥	1	○					
小項目⑦ 重要	1		○				
6/7=85.7% ⇒大項目評価 <b>C</b>		7	3	2	1	0	1
			6				

ウエイト設定

大項目	ウエイト	評価					
		5	4	3	2	1	
小項目① 重要	2	◎					
小項目②	1					○	
小項目③ 重要	2	◎					
小項目④	1		○				
小項目⑤	1			○			
小項目⑥	1	○					
小項目⑦ 重要	2		◎				
9/10=90% ⇒大項目評価 <b>B</b>		10	5	3	1	0	1
			9				

## 年度評価における評価項目(大項目・小項目)一覧

大項目	目標指標	重点ウエイト	年度評価	項目番号
小項目				
第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置				大1
1 市立病院として特に担うべき医療				
(1) 市民病院				
ア 救急医療、岡山ERに向けた準備	・救急患者数 ・救急応需率 ・手術件数	2		1
イ 感染症医療				2
ウ 災害医療				3
エ 小児・周産期医療				4
オ セーフティネット機能		2		5
カ 高度専門医療				6
(2) せのお病院				
ア 救急医療	・救急患者数 ・救急応需率 ・手術件数	2		7
イ 地域医療				8
ウ 後方支援の役割		2		9
エ 健康支援講座、西ふれあいCとの連携による在宅サービス				10
オ 災害医療				11
2 医療の質の向上				
(1) 安全・安心な医療の提供				
ア 医療事故の予防・再発防止				12
イ 薬剤管理指導・栄養食事指導				13
ウ 院内感染発生防止				14
エ 職員の行動規範と倫理の徹底				15
(2) 診療体制の強化・充実	・院内多職種症例研修会			16
(3) 医療の標準化の推進				
ア 総合情報システム整備				17
イ クリニカルパス、QI	・クリニカルパス種類数			18
(4) 調査・研究の実施				19
3 市民・患者サービスの向上				
(1) 患者中心の医療の提供				

	ア インフォームドコンセント、セカンドオピニオン				20
	イ 患者満足度調査	・患者満足度調査			21
	ウ 裁判外紛争解決システム				22
	(2)職員の接遇向上				23
	(3)市民や患者にわかりやすい情報発信				24
4	地域医療ネットワークの推進				
	(1)地域医療連携の推進	・紹介率 ・逆紹介率 ・地域連携クリティカルパス	2		25
	(2)地域医療への支援				
	ア オープンカンファレンス	・地域医療機関等講演会			26
	イ 医師不足地域等への人的支援				27
5	教育及び人材育成				
	(1)教育・人材育成の強化	・大学研修医等応募率 ・研修医研修会			28
6	保健・医療・福祉連携への貢献				
	(1)保健医療福祉行政への協力		2		29
	(2)疾病予防の取り組み				30
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置					大2
1	業務運営体制の構築				
	(1)業務運営体制の構築				31
	(2)多様な人材の確保				32
	(3)外部評価等の活用				33
2	職員のやりがいと満足度の向上				
	(1)研修制度の充実及び資格取得への支援	・臨床研修指導医数			34
	(2)適正な人事人事評価制度				35
	(3)職場環境の整備				36
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置					大3
1	持続可能な経営基盤の確立				37
2	収入の確保及び費用の節減	・病床稼働率 ・平均在院日数 ・経常収支比率 ・医業収支比率 ・給与費比率			38
第4 その他業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置					大4
1	新市民病院の整備				39
2	医療福祉戦略への貢献				40

## 平成27年度における年度評価スケジュール

時期	内容		実施主体			評価進捗
			評価委員	市(事務局)	法人	
4月1日	平成26年度終了					
					○	法人による小項目自己評価
6月30日	業務実績報告書提出期限	提出期限:当該年度終了から3か月以内		←○		
7月上旬	業務実績報告書を評価委員へ送付		←○			
	各評価委員で小項目評価		○			
	小項目評価(案)を事務局へ返送		○→			
	提出された小項目評価(案)のとりまとめ、意見一覧作成			○		
7月中旬	第1回評価委員会	小項目を一つずつ検討・評価	○			小項目評価
	大項目評価(案)を作成			○		
7月下旬	第2回評価委員会	小項目評価の再検討と大項目評価の検討	○			大項目評価
	全体評価(案)を作成			○		
	各評価委員へ送付	各評価委員が全体評価(案)を確認		←○		全体についての総合評価
	第3回評価委員会	最終確認	○			
	事務局まとめ			○		
8月上旬	第4回評価委員会	確定	○			
	結果通知(市、法人)		○→	○→		
9月上旬	岡山市議会(9月定例)報告			○		

## 財務諸表の確認方針

### 財務諸表のチェック

○監事による監査（法第13条ほか）

…会計監査を含む法人の業務の全般的な監査を行う

○会計監査人による監査（法第35条）

…複雑かつ専門的な会計経理に関し専門的立場から監査を行うことにより、財務情報の信頼性を担保する



○評価委員会における財務諸表の確認（法第34条第3項）

…合規制及び表示内容の適正性の観点から主に次の内容について行う

項目	財務諸表確認事項		根拠法令等
提出書類について	全ての必要な書類の提出	財務諸表：貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの付属明細書 添付書類：事業報告書、決算報告書、監事及び会計監査人の意見	法34条、地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの業務運営等に関する規則
	提出期限の厳守	財務諸表及び添付書類の当該年度終了後3月以内の提出	法34条
財務諸表の整合について	事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日	法32条
	記載事項	重要な会計方針、表示科目、注記等の遺漏の確認	法33条
	計数の整合	合計等の基本的な計数の整合	法33条
	書類相互間の数値の整合	主要表と附属明細書との整合・書類相互間の整合等	法33条
	運営費負担金	運営費負担金に係る会計処理の適正	
監事・会計監査人の意見	財務諸表の承認にあたり考慮すべき監事・会計監査人の意見の有無		法34条2項
	監事が理事長又は設立団体の長に提出した意見の有無		法13条
その他	利益及び損失の処理等の適切性		法40条
	短期借入金の限度額超過の有無、長期借入金以外の長期借入金の有無		法41条
	余裕金の不適切な運用の有無		法43条
	重要な財産の不適切な処分等の有無		法44条